

八街市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効活用することにより、地域の活性化を図り、移住及び定住の促進に寄与することを目的として、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が市内に所有し、個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用をしていない建物（居住又は使用をしなくなる予定のものを含む。）及び当該建物と所有者を同一にする敷地のうち、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約を締結していないものをいう。
- (2) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 市が、売却又は賃貸を希望する空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）及び市と協定を締結した宅地建物取引の事業者又は団体（以下「事業者等」という。）に対して当該空き家に関する情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家情報の登録の申請等)

第4条 空き家バンクに、空き家に関する情報を登録しようとする所有者（以下「申請者」という。）は、八街市空き家バンク登録申請書（別記様式第1号）に八街市空き家バンク登録カード（別記様式第2号）、同意書（別記様式第3号）その他必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があった場合は、速やかに当該空き家の現地調査を行い、適切であると認めるときは、八街市空き家バンク登録

台帳（別記様式第4号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 3 申請者は、前項の規定により行う現地調査の際に、事業者等に対して当該空き家の鑑定料及び現地までの交通費を負担するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により登録台帳に登録したときは、八街市空き家バンク登録完了通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、当該空き家又は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録台帳に登録しないものとする。
 - (1) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なものであるとき。
 - (2) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団密接関係者」という。）であるとき。
 - (3) 分譲住宅、賃貸住宅その他のこの要綱の趣旨に基づかない売却又は賃貸を目的とした建物及びその敷地であるとき。
 - (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

- 5 空き家バンクへの登録の期間は、登録の日から2年間とする。

（空き家バンクに係る登録事項の変更等の届出）

第5条 空き家バンクに登録された申請者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、空き家バンクに登録された空き家情報に変更があったとき、又は登録をされた情報を取り消すときは、八街市空き家バンク登録情報変更（取消し）申出書（別記様式第6号）により速やかに市長に申し出るものとする。

（空き家バンクへの登録の取消し）

第6条 市長は、登録台帳に登録されている空き家に関する情報が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空き家の情報の登録を取り消すものとする。

- (1) 前条の規定による登録の取消しの申し出があったとき。
- (2) 登録されている空き家に関して売買、賃貸借等の契約が締結されたと

き。

(3) 登録後2年が経過したとき。

(4) 空き家情報の登録に関して不正や偽り等が判明したとき。

(5) その他市長が登録台帳に登録されていることが適当でないとしたとき。

(媒介等の依頼)

第7条 市長は、空き家バンク登録者が当該空き家の売買、賃貸借等の契約の代理若しくは媒介（以下「媒介等」という。）を希望したとき、又は媒介等の中断若しくは終了を希望したときは、八街市空き家バンク媒介等（中断・終了）依頼書（別記様式第7号）により、事業者等に対し、当該空き家の媒介等を依頼するものとする。

(情報の提供)

第8条 市長は、登録された空き家に関する情報のうち、所有者及び所在地等が特定されるものを除いた情報を適切な方法により公開するものとする。

(利用の申請等)

第9条 利用希望者は、登録台帳に登録されている空き家に関する情報を利用しようとするときは、八街市空き家バンク利用申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による空き家バンクの利用の申請があったときは、速やかにその内容を確認し、適当であると認めるときは、登録台帳の空き家情報を利用希望者に適切な方法により提供するものとする。ただし、利用希望者が暴力団密接関係者であるときは、空き家情報を提供しないものとする。

(交渉の申込等)

第10条 利用希望者は、空き家バンク登録者と当該空き家に関する交渉をしようとするときは、八街市空き家バンク交渉申込書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該空き家バンク登録者及び第7条の規定による依頼を受けて当該空き家バンク登録者と媒介等の契約をした事業者等（以下「空き家の所有者等」という。）にその旨を通知

するものとする。

3 空き家の所有者等は、遅滞なく市長に交渉の結果を報告しなければならない。

(市の関与)

第11条 市長は、空き家の所有者等と利用希望者の空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年12月1日から施行する。